

令和2年 5月 1日
かつらぎ町教育委員会

保護者の皆様へ【登園自粛（お願い）期間の延長について】

平素より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、過日、5月6日までの登園自粛をお願いしたところですが、県内の感染者数の増加に加え、橋本保健所管内で**複数**の感染者が確認されるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

これらのことから、検討・協議の結果、**学校の臨時休業を5月31日まで延長することを決定いたしました。**

については、こども園の登園自粛期間につきましても、**5月31日まで**延長させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

今回のお願いは、ご家庭での保育が可能な方を対象とするものであり、保護者の就労等によりこども園の利用が必要な方の登園自粛を一律にお願いするものではありません。

※なお、今後の感染拡大状況等により変更することがありますので、ご了承ください。

記

1. 登園自粛をお願いする期間の延長

令和2年5月31日（日）まで

2. 登園自粛に伴う保育料の減免申請の提出について

登園自粛にご協力いただける家庭につきましては、各こども園へ連絡のうえ、所定の様式を在籍しているこども園まで提出をお願いします。

3. 保育料の取扱いについて

登園自粛の期間中にご協力いただいた場合、保育料の減免を日割計算により行います。

【問合せ先】 かつらぎ町教育委員会
教育総務課 子育て係
TEL 0736-22-0303